

PRESS RELEASE

R5.2.2(木)
愛媛県産業人材課

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金の支給決定取消について

下記の事業主について、国において雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金を不正に受給したことが確認され、両助成金の支給決定が取り消されたことから、本日、同社に対し、下記のとおり標記助成金の支給決定の全部を取り消すとともに、支給した助成金全額を本県へ返還するよう命令しましたので、お知らせします。

【概要】

事業主 名称 株式会社B P S（旧社名 株式会社A Q U A S E）
代表者名 代表取締役 安田 幸平
住所 松山市枝松四丁目3番31号
助成金名 愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金
支給済金額 520,410円
取消年月日 令和5年2月2日
取消内容 支給決定の全部取消し
取消理由 国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給決定取消による
返還命令内容 (株)B P Sに対し、支給済金額全額の520,410円を請求
※加算金については、別途請求

【問合せ先】

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課
主幹 岸本、担当係長 濱本 TEL 089-912-2505